

○長崎市いこいの里条例

平成10年3月31日

条例第6号

改正 平成13年3月27日条例第10号

平成18年9月27日条例第38号

(未施行)

平成21年12月17日条例第54号

平成25年12月25日条例第50号

(設置)

第1条 本市は、市民が土と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もつて市民の福祉の増進に資するため、長崎市いこいの里（以下「いこいの里」という。）を長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町に設ける。

(行為の制限)

第2条 いこいの里において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 広告物を掲出すること。
- (5) 集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前項の行為の許可を与えることができる。

3 市長は、いこいの里の管理上必要があると認めるときは、第1項の行為の許可について条件を付することができる。

(行為の不許可)

第3条 前条第2項に該当する場合において、市長が当該行為の許可につき公益上適当でないと認めるときは、当該行為を許可しない。

(行為の禁止)

第4条 いこいの里においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2条第1項の行為の許可に係るもので市長が特に承認したものについては、この限りでない。

- (1) いこいの里を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 木竹を伐採し、植物を採取し、又はそれらを損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は駐車をすること。
- (8) 危険のおそれがあると認められ、又は他人の迷惑となること。
- (9) その他いこいの里の管理上支障があると認められること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、いこいの里の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又はいこいの里に関する工事その他市長がやむを得ないと認める場合においては、区域及び期間を定めて、いこいの里の利用を禁止し、又は制限することができる。

第6条 削除

(平21条例54)

(使用料)

第7条 第2条第1項の行為の許可を受けた者(以下「行為者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、行為の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平13条例10・旧第6条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平13条例10・追加、平21条例54・一部改正)

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平13条例10・旧第7条繰下・一部改正、平21条例54・一部改正)

(特別な設備)

第10条 行為者は、市長の許可を受けなければ、いこいの里に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。

(平13条例10・旧第8条繰下)

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 行為者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(平13条例10・旧第9条繰下)

(許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為の許可を取り消し、又は行為を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により行為の許可を受けたとき。
- (2) 行為の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて行為者に損害が生じることがあつても、市は、その責めを負わない。

(平13条例10・旧第10条繰下)

(原状回復)

第13条 行為者は、第2条第1項に掲げる行為を終わつたとき、又はその行為を取り消されたときは、直ちに係員の指示に従い、その行為の場所を原状に復さなければならない。

2 行為者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わつて行い、その費用を行為者から徴収する。

(平13条例10・旧第11条繰下)

(損害賠償)

第14条 いこいの里の施設、附属設備等をき損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平13条例10・旧第12条繰下)

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平13条例10・旧第14条繰上・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、平成10年7月18日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日条例第10号)

この条例中第1条の規定は平成13年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則（平成21年12月17日条例第54号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第50号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（長崎市漁港管理条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の規定（第5条及び第8条の規定を除く。）による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用又は占有（以下この項において「利用等」という。）の許可を受ける者の使用料又は占有料（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前に利用等の許可を受けた者の使用料等については、なお従前の例による。

（1）から（3）まで 略

（4）長崎市いこいの里条例別表

別表（第7条関係）

（平13条例10・平25条例50・一部改正）

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	102円
	1月	1,584円
行商その他これに類するもの	1日	257円
興行	1平方メートルにつき1日	18円
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584円
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12円

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日として日割計算をする。
- 3 1件の使用料の額が100円に満たないものは、100円とする。

- 4 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

[次の条例は、未施行]

○長崎市いこいの里条例の一部を改正する条例

平成18年9月27日

条例第38号

改正 平成25年12月25日条例第50号

長崎市いこいの里条例（平成10年長崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項中「第2条第1項」を「第5条第1項各号」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。

（利用料金の減免）

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

第9条を次のように改める。

（利用料金）

第9条 行為の許可を受けた者（以下「行為者」という。）又はいこいの里の駐車場に自動車を駐車しようとする者は、いこいの里の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。第6条から第8条までを削り、第5条を第8条とする。

第4条ただし書中「第2条第1項の」を削り、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を

第7条とする。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第2条第1項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「前項の行為の許可」を「前項の許可（以下「行為の許可」という。）」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、「第1項の」を削り、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第2条 市長は、いこいの里の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。

(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) いこいの里の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) いこいの里の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件

（指定管理者が行う業務）

第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) いこいの里における行為の許可その他のいこいの里の利用に関する業務

(2) いこいの里の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) いこいの里のレストランその他の市長が必要と認める店舗の運営に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、いこいの里の運営に関して市長が必要と認める業務

（開園時間及び休園日）

第4条 いこいの里の開園時間及び休園日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

2 前項の承認の基準は、いこいの里の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の基準額

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円 102
	1月	1,584
行商その他これに類するもの	1日	257
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき1日	1,584
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12
備考		
<p>1 利用料金の額を算出する基礎となる面積が、1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。</p> <p>2 利用料金の額を算出する基礎となる期間で月を単位としているものは、その期間が1月に満たないもの又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。ただし、その期間が15日以内の場合は、1月を30日とした日割計算をする。</p> <p>3 1件の利用料金の額が100円に満たないものは、100円とする。</p>		

2 駐車場の利用に係る基準額

区分	金額（1日当たり）
自動車	入出庫1回につき 200円
備考 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）をいう。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、市長が定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日前に改正前の長崎市いこいの里条例の規定によりなされた行為の許可その他の行為は、改正後の長崎市いこいの里条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月25日条例第50号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。